

議案第16号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第15号の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同規則第3条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年4月24日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

機構改革に伴い、所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

大野市教育委員会

大野市教育委員会規則第 2 号

大野市教育委員会事務局組織規則及び大野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大野市教育委員会事務局組織規則及び大野市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

大野市教育委員会

(大野市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 大野市教育委員会事務局組織規則（平成 8 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

教育委員会事務局	生涯学習課	文化振興室
		スポーツ振興室

」

を

「

教育委員会事務局	生涯学習課	スポーツ振興室
	文化財課	

」

に改める。

別表第 2 中

「

文化振興室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財保護審議会に関する事。</li> <li>2 文化振興室所管施設の設置及び廃止に関する事。</li> <li>3 有形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、歴史的建造物等の保護、調査及び活用に関する事。</li> <li>4 博物館及び本願清水イトヨの里に関する事。</li> <li>5 郷土資料の収集、調査、研究及び保存に関する事。</li> <li>6 化石に関する事。</li> <li>7 化石発掘体験センターにおける教育並びに化石資料の収集、調査及び研究に関する事。</li> <li>8 市史編さんに関する事。</li> <li>9 室の庶務に関する事。</li> </ol>
-------	--

を

「

文化財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財保護審議会に関する事。</li> <li>2 文化財課所管施設の設置及び廃止に関する事。</li> <li>3 有形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、歴史的建造物等の保護、調査及び活用に関する事。</li> <li>4 博物館及び本願清水イトヨの里に関する事。</li> <li>5 郷土資料の収集、調査、研究及び保存に関する事。</li> <li>6 化石に関する事。</li> <li>7 化石発掘体験センターにおける教育並びに化石資料の収集、調査及び研究に関する事。</li> <li>8 課の庶務に関する事。</li> </ol>
------	--

に改める。

別表第3中

「

社会教育機関	生涯学習課	大野市生涯学習センター 大野公民館 下庄公民館 乾側公民館 小山公民館 上庄公民館 富田公民館 阪谷公民館 五箇公民館 和泉公民館
--------	-------	--

			館 大野市図書館 大野市六呂師自然楽舎
	文化振興室		大野市博物館 本願清水イトヨの里 大野市文化会館 COCONO アート プレイス

」

を

「

社会教育機関	生涯学習課		大野市生涯学習センター 大野公民館 下庄公民館 乾側公民館 小山公民館 上庄公民館 富田公民館 阪谷公民館 五箇公民館 和泉公民館 大野市図書館 大野市六呂師自然楽舎 大野市文化会館 COCONO アートプレイス
	文化財課		大野市博物館 本願清水イトヨの里

」

に改める。

別表第5大野市史編さん委員会の項中「文化振興室」を「文化財課」に、同表大野市文化財保護審議会の項中「文化振興室」を「文化財課」に、同表大野市博物館運営協議会の項中「文化振興室」を「文化財課」に、同表本願清水イトヨの里運営協議会の項中「文化振興室」を「文化財課」に改める。

(大野市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 大野市教育委員会公印規則(昭和42年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会課長の印の項中「教育総務課及び生涯学習課」を「教育総務課、生涯学習課及び文化財課」に改め、同表教育委員会室長の印の項中「文化振興室及び」を削り、同表大野市文化財保護審議会の印の項中「文化振興室」を「文化財課」に、同表大野市文化財保護審議会会長の印の項中「文化振興室」を「文化財課」に、同表大野市史編さん委員会の印の項中「文化振興室」を「文化財課」に、同表大野市史編さん委員会委員長の印の項中「文化振興室」を「文化財課」

に、同表大野市文化会館長の印の項中「文化振興室」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。